

別表第1（第3条、第5条関係）

	対象事業	交付対象経費	交付対象者	補助率及び上限
(1)	農産物の生産コストを削減し、又は農業収入を増大させるための事業	生産コスト及び労力削減や農業収入増大のために必要かつ適当と認める経費のうち、次に掲げる経費 1.報償費(外部講師謝金等) 2.旅費(構成員及び外部講師の旅費等) 3.手数料(資格取得、システム導入費等) 4.使用料及び賃借料(機械装置、会場等のリース費等) 5.工事費(施設新設工事、増設工事等) 6.備品購入費(機械、資材等の導入費等) 7.負担金(研修会の参加費等)	農事組合法人	補助率:50% 上限:500万
			農地所有適格法人	補助率:45% 上限:300万
			営農組織	補助率:40% 上限:300万
			認定農業者	補助率:30% 上限:300万
			農業経営体	補助率:20% 上限:200万
(2)	新規就農者又は後継者(第三者)を発掘し、又は育成するための事業	新規就農者及び後継者(第三者)の育成のために必要かつ適当と認める経費のうち、次に掲げる経費 1.報償費(外部講師謝金等) 2.旅費(構成員及び外部講師の旅費等) 3.需用費(消耗品費及び印刷製本費等) 4.使用料及び賃借料(機械装置、会場等のリース費等) 5.備品購入費(機械、資材等の導入費等) 6.負担金(研修会の参加費等)	農事組合法人	補助率:50% 上限:500万
			農地所有適格法人	補助率:45% 上限:300万
			営農組織	補助率:40% 上限:300万
			認定農業者	補助率:30% 上限:300万
			農業経営体	補助率:20% 上限:200万
(3)	農産物の生産環境を整備するための事業	生産環境整備のために必要かつ適当と認める経費のうち、次に掲げる経費 1.工事費(区画整備及び農業用施設等整備の工事費等)	下記以外	補助率:50% 上限:300万
			農業経営体	補助率:50% 上限:200万
(4)	循環型社会の形成に貢献するための事業	循環型社会形成のために必要かつ適当と認める経費のうち、次に掲げる経費 1.工事費(堆肥生産施設新設及び増設工事費)	下記以外	補助率:50% 上限:300万
			農業経営体	補助率:50% 上限:200万

【交付対象経費備考】

区分	
報償費	・講師謝金は一人1時間あたりの上限額を 5,000 円(県内)又は 20,000 円(県外)とする
旅費	・旅費は交通費(公共交通機関利用料、航空費等)及び宿泊費を含み、費用の実額又は南小国町職員の旅費に関する条例(昭和 36 年南小国町条例第 10 号)に基づく額のいずれか安価な額を交付対象経費とする
需用費	・消耗品費、原材料費、印刷製本費等。ただし、食料費は除く
手数料	・一般的な資格取得に要するものと判断されるものは除き、特に必要であるものと認められるものとする
使用料及び賃借料	・土地の購入及び賃借に係る費用は対象外とする
工事費	・対象となる施設は農産物の生産に必要となる施設とし、200,000 円未満のものは対象外とする ・農地の区画整理における交付対象面積は 10a以上(農地1枚単位)とする。ただし、農産物の生産計画や収支計画等により、事業効果があると町長が認める場合はその限りではない ・農業用施設の新設等における交付対象経費は、農地の区画整理を実施し、農産物の生産計画や収支計画等を達成するうえで必要な範囲として、町長が認めるものに限る
備品購入費	・中古品の取得については、取得時に農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)第 5 条に定める期間を超えないものとする。 ・汎用性が高く、目的外使用のおそれの多いもの及び家畜の導入は対象外とする。ただし、町から認定を受けた新規就農者が行うものであって、阿蘇農業協同組合の導入事業を受けない家畜の導入に関しては、対象とする。
負担金	